

# 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業 実施要綱

## 1 事業目的

社会福祉法人等の事業者が提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とする。

また、評価結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資する。

## 2 評価対象

すべての福祉サービス

## 3 評価項目及び評価基準

高知県の定める「高知県福祉サービス第三者評価基準」を使用する。

ただし、社会的養護関係施設における第三者評価は、全国共通の評価基準を使用する。

## 4 評価調査方法（実施内容）

評価調査は、「書面調査」及び「訪問調査」の方法によって行う。

また、必要に応じて「アンケート調査」を実施する。

### （1）書面調査

福祉サービス第三者評価を受審する施設及び事業所（以下「受審施設」という。）が事前に提出した自己評価票及び提出資料等に基づき、訪問調査実施前に行う。

### （2）訪問調査

受審施設を訪問し、評価項目に基づき、管理者・職員、利用者等へのヒアリングのほか、書類・記録等を確認し、その取り組みや達成状況を調査する。

また、施設内を視察し、ハード面の取り組みや整備状況、職員の業務状況等を調査する。

### （3）アンケート調査

利用者へのヒアリングが困難な場合において、家族等に対し、アンケート調査を実施する。

ただし、社会的養護関係施設については、利用者又は家族等に対するアンケート調査を必須とする。

## 5 評価体制

社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する評価調査者により実施する。

一件の第三者評価には、2名以上の評価調査者が一貫してあたる。

評価調査者の要件及び業務は次のとおりとし、自らが関係する施設及び事業所（自らが属する法人が運営するすべての施設及び事業所をいう。）の第三者評価は行えないものとする。

## (1)評価調査者の要件

次の①又は②に該当し、全国推進機関が行う社会的養護施設評価調査者養成研修を修了し、かつ継続研修を受講して、社会的養護関係第三者評価の評価調査者資格を現に有する者でなければならない。

また、社会的養護関係施設以外の福祉施設の第三者評価を行う評価調査者にあっては、高知県の実施又は指定する評価調査者養成研修を修了しておかなければならない。

① 組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

② 福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者等で、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

## (2)評価調査者の業務

「書面調査」、「訪問調査」及び評価結果のとりまとめ等とする。

## 6 評価結果の取りまとめ及び評価の確定

評価結果の取りまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、当該受審施設の第三者評価にあたった評価調査者の合議によって行う。

また、取りまとめ結果を受けて本会会長が評価結果を確定し、受審施設に通知する。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、受審施設の同意を得て、高知県が示す「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」又は高知県の承認を得た本会独自の公表様式より、受審施設がいずれか選択し、本会ホームページで公表する。

また、受審施設の同意を得た評価結果は高知県に報告し、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、高知県地域福祉部地域福祉政策課ホームページ及び独立行政法人福祉医療機構のホームページ（WAMNET）で公表する。

ただし、社会的養護関係施設の評価結果は、全国社会福祉協議会及び高知県に報告し、全国社会福祉協議会及び高知県地域福祉部地域福祉政策課のホームページ等で公表する。

## 8 評価結果の有効期間

3年間とする。ただし、1年経過後の再受審を妨げない。

## 9 評価手数料

單一種別の一施設あたり308,000円（税込）とする。

なお、評価受審の中止に係る精算の取扱いは次のとおりとする。

### (1) 受審施設の都合による場合

① 訪問調査実施日の3日前までに受審中止が確定した場合は、受審料の半額に相当する金額を返還する。

② 訪問調査実施日の2日前以降に受審中止が確定した場合は、受審料を返還しない。

## (2) 受審施設の都合によらない特別な事情による場合

- ① 訪問調査実施日の前日までに受審中止が確定した場合は、受審料の 15 %に相当する額を差し引いた金額を返還する。
- ② 訪問調査実施日当日に受審中止が確定した場合は、受審料の 20 %に相当する額を差し引いた金額を返還する。

## (3) 天災地変等、双方の責に帰すことができない事情による場合

- ① 受審中止が確定した時期にかかわらず、受審料の全額を返還する。

## 10 評価に係る倫理及び守秘義務

本会会長が別に定める。

## 11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 14 日から施行する。

### 附 則（平成 18 年 4 月 17 日改正）

この要綱は、平成 18 年 4 月 17 日から施行する。

### 附 則（平成 24 年 12 月 21 日改正）

この要綱は、平成 24 年 12 月 21 日から施行する。

### 附 則（令和 2 年 3 月 4 日改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。